

【委員会記録】

元木委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。理事者において、説明または報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

○メガソーラーの公募結果について(資料②)

松井県民環境部長

今議会に追加提案をいたしております案件につきまして、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、私からは一般会計の総括及び県民環境部関係について御説明を申し上げます。所管副部長から御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

それでは説明資料の1ページをお開きください。

一般会計予算についてでございます。平成23年度一般会計の補正総額は、総括表一般会計の表の左から3列目の補正額の欄の一番下の経費記載のとおり、6億8,079万7,000円の減額をお願いをしております。補正後の予算総額は30億7,031万8,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。このうち県民環境部の補正総額は1億9,797万6,000円の減額をお願いをしております。補正後の予算額は9億7,002万9,000円となっております。

3ページをお開きください。イの部別主要事項説明につきまして、県民環境部の予算計上課別に、主な項目について御説明を申し上げます。

まず、環境首都課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費、アの地球温暖化対策資金貸付金の貸付額の確定や、経費の執行額の確定などによりまして、環境首都課合計で2,544万6,000円減額することとし、補正後予算額は3億820万9,000円となっております。

次に自然環境課関係でございます。環境衛生指導費及び公害対策費におきまして、それぞれの所要額の確定により、自然環境課合計で124万6,000円を減額することとし、補正後の予算額は3億5,561万7,000円となっております。

次に環境整備課関係でございます。摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきまして、アの環境関連産業立地促進資金貸付金の貸付額の確定などに伴い、4,859万4,000円減額し、同じく摘要欄②の廃棄物処理施設管理指導費におきましては、市町村が実施する合併処理浄化槽設置に係る補助対象基数の確定に伴うアの浄化槽整備事業費補助金の減などにより、3,356万円を減額することとしております。摘要欄③

の生活環境整備指導費におきましては、アの産業廃棄物適正処理推進事業の所要額確定による減などによりまして、1,738 万円を減額することとしております。

以上、環境整備課では合計で 9,953 万 4,000 円減額することとし、補正後予算額は、1 億 3,946 万 6,000 円となっております。

続きまして、環境管理課関係でございます。摘要欄①一般公害対策費における、アの環境保全施設整備等資金貸付金の貸付額の確定に伴う減額、摘要欄⑥のアの環境放射能水準調査における事業の所要額の確定に伴い、合計で 7,175 万円を減額することとし、補正後予算額は 1 億 6,673 万 7,000 円となっております。

8 ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。

環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費のうち、浄化槽整備事業費に対する市町村への補助に要する経費として、525 万 4,000 円を繰り越すこととしております。この事業につきましては、補助対象者等の諸費用による事業施工のおくれなどによる計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難だったもので、繰り越しの御承認をお願いするものでございます。今後事業の早期完成に鋭意努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提案をいたしております案件の御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

片山農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお願いします。平成 23 年度一般会計補正予算案でございますが、今回、農林水産部といたしましては、上から2段目の補正額の欄に記載していますとおり4億 8,196 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は 19 億 2,110 万 3,000 円となっております。なお財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。農林水産部の主要事項でございます。まず、とくしまブランド戦略課でございますが、(目)農作物対策費につきまして、摘要欄①の環境保全型農業推進費において事業費の確定に伴う減額をお願いをするなど、とくしまブランド戦略課合計で 291 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に畜産課でございます。(目)畜産振興費につきまして、摘要欄①の畜産環境対策事業費において国庫補助事業費の確定等に伴いまして、905 万 8,000 円を減額するものでございます。

最下段、農村振興課でございますが、(目)土地改良費につきまして、摘要欄①の農業集落排水整備事業費におきまして、国庫補助事業の確定に伴い 2,874 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に5ページをごらんください。林業振興課でございますが、(目)林業振興指導費につきまして、摘要欄①の森林計画編成事業費において国庫補助事業費の確定に伴う減額を、また、(目)造林費につきまして、摘要欄②の森林環境保全整備事業費などにおきまして国庫補助事業費の確定等に伴う減額をお願いするものでございます。以上林業振興課合計で3億 3,281 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に森林整備課でございますが、(目)治山費につきまして摘要欄①の治山事業費などにおきまして、国

庫補助事業費の確定等に伴い1億843万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。繰越明許費についてでございますが、林業振興課及び森林整備課関係の2課2事業につきまして、合計7億4,183万9,000円の繰り越しの御承認をお願いするものでございます。これらの事業につきましては、地元調整に日数を要したことなど計画に関する諸条件等により年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございます。今後も引き続き年度内執行に努め可能な限り繰越額の減少に努めてまいります。

以上で農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

榊県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。

一般会計の補正予算は、表の下から3段目に記載しておりますとおり県土整備部関係では85万3,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は1億7,889万9,000円となっております。

次に2ページをお開きください。特別会計でございますが、流域下水道事業特別会計におきまして2,628万8,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は4億3,466万1,000円となっております。これらの内訳につきましては、6ページをお開きください。まず一般会計についてでございます。下水環境課におきまして、表の右側、摘要欄に記載のとおり流域下水道事業特別会計繰出金の決定に伴いまして85万3,000円を減額するものでございます。なお建築開発指導課、河川整備課におきましては補正はございません。

7ページをごらんください。流域下水道事業特別会計についてでございます。摘要欄に記載しておりますとおり、旧吉野川流域下水道建設事業費、県償還金及び旧吉野川流域下水道維持管理費の決定に伴いまして合計で2,628万8,000円を減額するものでございます。

続きまして10ページをお開きください。繰越明許費でございます。

河川整備課におきまして総合流域防災事業費で240万円の繰り越しの御承認をお願いするものでございます。この事業につきましては、用地に関する諸条件により年度内の完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、1点御報告させていただきます。

メガソーラーの公募結果についてでございます。お手元の資料1でございます。

メガソーラーの公募につきましては、去る2月6日から2月29日まで間、徳島空港臨空用地、徳島小松島港赤石地区、マリンプピア沖洲廃棄物最終処分場跡地、この3地区につきまして実施いたしました。その結果、徳島空港臨空用地、徳島小松島港赤石地区につきましては、SBエナジー株式会社、マリンプピア沖洲廃棄物最終処分場跡地につきましては、ソーラーウェイ株式会社を事業者として内定いたしました。今後速やかに契約、その他の手続を完了し、可能な限り早期に稼働ができるよう進めてまいりたいと考えています。以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

元木委員長

以上で説明及び報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

黒崎委員

引き続きまして、瓦れきのことについて質問をさせていただきます。

けさ新聞を見ましたら、昨日の関西広域連合特別委員会の中で坂東局長さんがお話をなさってる部分があるんですけど、国は必要な情報を開示せず復興事業がおこなっている責任を各県に転嫁しているように思うと、こういっただけでございます。これ基本的にどなたのお考えなんだろうかなと思います。知事がこういっただけをお考えになっとるんだしたらこれちょっと問題ありだと私は思います。そこんとちょっと御説明願います。

坂東環境総局長

これまで瓦れきの処理につきまして、いろんなこれまでの経緯というのが当然ございます。この委員会の中でも先生のほうからも御質問いただきましたし、我々もこの瓦れきの広域処理について、少なくともいろんな国との折衝をこれまでやってきてございます。その中で、前に先生にもいろいろお願いしたこともございますけれども、まず広域処理のガイドライン、これが出ましたときに我々としては環境省に対してましてダブルスタンダードの問題とか、いろんな放射性のセシウムっていうのが水に溶けやすい、この性質からいって海面埋立型しかない本県についてこの安全基準というのはいまだに示されていない。それから、全体的な処理のスキーム、一体何が不足しているのか、どういう処理を広域処理とするのか、そういうような全体的な処理スキーム、これについても国のほうに問い合わせもし、いろいろなお伺いもしておりました。ただ、そういう我々の疑義照会、過去に2回しておるわけでございますけれども、それについての情報がないし、広域処理、広域処理言われましても、私どもが国から聞いておりますのは、要するに19年分、11年分の瓦れきが発生したということ。そこからそれをどう処理するかはわかりませんが、いつもお答えとしては、岩手県で57万トン、それから宮城県で344万トンの県外処理が必要なんだと、そういう説明しか受けてないものですから、それでは私が責任を持って、最終の受入主体である市町村に説明ができない、ということをお昨日申し上げたところでございます。

黒崎委員

これは、知事がそういうお考えを持つとということではないんですか。

坂東環境総局長

もちろん、私どものこれまでの対応等について、知事の耳にも当然入れてはございます。ただ、昨日の発言の趣旨は、当然、市町村に説明をしていくというのは、私の重大な責務でございますし、徳島県の環境行

政の責任者として、当然市町村の皆さんに理解をいただくには、私自身がまず納得する必要がある、そういう部分について私自身が納得できるだけの国からの説明がないということを申し上げただけでございます。

黒崎委員

国からの説明は確かに二転三転しておくれたり、いろいろございました。それは私もそう思います。国に対して、いらっとする感情を持ったこともございます。それは経緯としてあります。ただ、我々国民は、東北の3県のあの被害、あれをそのままにしていとは決して思っていないわけですよ。これは、我々も皆さん方も同じだと、そういった中でいいながらも、もしかしたら放射能がついてるような瓦れきが東北2県の中にもあるかもしれない。それを徳島県に持ってきて、あるいはいろんな各県に分散させることがいいのかどうなのか、そういうことも踏まえて今まで議論してきましたよね。それは、そのとおりです。ところが、福島県の放射能がついている瓦れきについては、福島県で責任持ってやっていただく。それ以外、2県の分、かつ低レベルのもの、これ言い方もおかしい、低レベルのものというか、日常生活の中で出てきた瓦れき、これを各県が分担して処理をしていこうというふうな議論に変わってきておるんですね。それで、このことについては、どうお考えなんですか。

坂東環境総局長

そもそも、広域処理のガイドライン、これができ上がるまでにいろいろな経緯がございます。それで、もともと6月23日だったと思いますけれども、あくまで福島県内限定の処理基準というのが6月23日に示されたわけでございます。その中で初めて8,000ベクレル以下なら最終処分場で、水の管理をしっかりする中で、最終処分場で埋め立ててもいいですよ。その時点の通知では8,000ベクレルを超えるものは、基本的にはまだ処理方法が確立していないので、それはペンディングにさせてほしい。そういうのが6月23日付で、まず周知がされたわけでございます。

それについては、我々からいえば、廃掃法からいえば、クリアランスレベルの100を超えるものについては、従来、それは災害廃棄物ですらない、これは放射性物質だということで、我が耳を疑ったわけでございますけれども、それについては、あくまでも、そこに瓦れきが既にある、そういう処理を既にするには、緊急避難的な基準も仕方がないのかなと、まず思ったわけでございます。

それが6月29日に、今度は関東域でも、福島以外にもやはり放射能が拡散して、高濃度の例えば下水の汚泥とかそういう問題が出てきた。それで、これがもう焼却して、灰がもう処理するところがなくて、各県困っていた。だから6月29日にこの福島県内限定の基準を、いわゆる高濃度の焼却灰が出ているようなところ、そこまでまず範囲を拡大します。

その後、8月11日にガイドラインが示されて、そのガイドラインの中で本来、福島県内限定だったはずの基準の8,000ベクレル以下ならもうどこの県でもいいと、どこの県でも広域処理できるんだと、そういうふうに8月11日にガイドラインが示されたものですから、これは緊急避難的措置が、何で広域処理に、我々が、そこに既に処理すべき瓦れきがあれば、そこに放置するよりは少なくとも最終処分場でそれなりの管理をしたほうがいい、それは納得できるんですが、徳島には何にもないです。何にもないところに持ち込む安全基準というのは、なぜもともと福島県内限定の基準だった8,000ベクレル以下なのか、ここが最大の私どもの疑義

でございます、その分についてはすぐに環境省に対して疑義照会させていただいております。返事は来なかったですけども。

黒崎委員

総理が各県に文書で依頼をするというようなことがきょうのNHKの朝のニュースで、そういう報道がされておりました。恐らく各県に瓦れきの処理の協力要請をする中で、ぜひとも国もしっかりバックアップするというふうなことも書かれてくるんだろうなとそんな想定はしてるんですけど。

私も当初、徳島県はやっぱり第1次産業中心の県ですから何としてもこれ、風評被害、これを食いとめなんだらいかんかなという思いでした。後で農林水産部関係の方にも聞かないかんですけど、徳島県はどれくらいの農業の生産高があって、どれくらいの方が農家としてやられておるのか、ちょっとその辺をお示ください。

石田安全安心農業推進室長

徳島県の農業の生産額なり、従業の数というような御質問でございますが、まず農業の産出額という数字がございます、これが平成21年の数字、農業産出額が1,001億円というような農業の産出額がございます。それと、農業従事の数でございますけれども、経営体の数で申し上げますと平成22年に2万2,046経営体というような経営体が存在しているという状況でございます。

黒崎委員

1,000億を超える経済と2万人の生産者がいるということですね。それでやっぱり、このあたりに対して当初問題になっていたのは風評被害だったら、こういったところに大変大きな影響が出るということで、私も心配しておりました。

徳島県の目安箱、皆さん御存じだと思うんですけど、そこに何件くらい、いろんな意見が来てるのかというふうなことを伺いました。そうしたら、この目安箱、知事がにっこり笑ってるこの箱なんですけれども、瓦れき受け入れ反対が12件、受け入れに賛成が3件。どんなこと書かれてるんだっていうふうなことで、内容の照会をいたしましたら、やはり第1次産業関係の方の心配事が書かれておりました。このことについては、環境の部局の方は御存じだと思うんですけど、どういうふうな情報をお持ちになってますでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

委員御指摘の目安箱の関係の御質問でございますけれども、瓦れき受け入れに反対が12件、賛成が3件というふうなことについては、監察局のほうで一応把握している数字でございます、それ以外にも、直接我々のほうに瓦れきの反対というふうな電話のクレームとか、そういったものが非常に当初は多かったというふうなことで、この賛成の数字については非常に少ない数字でございますけれども、毎月何十件というふうな受け入れ反対というクレームの電話があったということは事実でございます。

黒崎委員

それと対照的に、日本青年会議所がアンケート調査をしましたところ、3月8日の産経新聞ですね、広域処理については72%が、これ全国998の市町村にアンケート調査をして、590人の首長さんから面談して、その調査結果として書かれている記事でございますけれども、72%が賛成している。それで、反対というのは、受け入れたくないというのが全体の27%、検討中というのが41%、これが一番大きいですね。受け入れてもよいというのは2割。それで、受け入れたくないというふうなことで表明された首長さんの53%が、いわゆるそのハードな面で、自分たちの将来的に発生する瓦れきを最終処分する処分場のキャパ等の心配をなさっている方が多いということです。

ここで思うのは、恐らく徳島県も何か態度を決めよう、あるいははっきりしようとした途端に、この目安箱に入ってくる内容もまたがらっと変わってくると思います。それで、この1年では確かにこういった形、12対3という形になってはおるんですけど、今これ議論が進んでくると、やはり内容が変わってくる、それがやっぱり民意というものだろうと思います。

それで、こういったことを踏まえて、3月3日の読売新聞、これを見ますと、瓦れきの受け入れ容認が75%、こういう数字が出ておりますが、このことについてはどのようにお考えですか。

坂東環境総局長

世論調査の結果とか、きょうの朝刊にも64%くらい賛成というような話も確かにございました。そういうふうないろんな意見があるのは、当然だろうなというふうには思います。ただ、総論賛成、各論反対というようなことは、往々にして起こることございまして、いろんなことで私も経験していますけれども、いろんな総論賛成、各論反対的な議論は当然あるんだろうと思います。

ただ、先ほども言いましたように、あくまでもこれは廃掃法上の処理として、やはり処理をするのであれば、まずは受入市町村の意思というのが前提でございます。我々は県内の市町村に、別に外圧をかけたわけではなくて、もちろん、これまでも受入協議をしていただいた、県内でもございます。ただ、それがなぜ、今、県内の市町村で受け入れに前向きな市町村がないのか、それにはやはりいろんなこれまでの経緯というような中でそういうふうになってきている。その人たちに対して、やっぱり、しっかりと瓦れきの安全性とか、現地ではこういう処理がされてる、それでも足りない部分はこれだけだから、そういう説明というのが、当然、我々はしていかなければならないので、その部分についてのきっちりとした説明をぜひお願いしたいというふうにご考えております。

黒崎委員

各市町村は、恐らく個別にやろうと思えば個別にできるというふうなことだろうと思うんですけど、やはりこれ徳島県の各市町村ですから、徳島県が窓口になって、あるいは意見を集約して、処理可能な本当にレベルの低い瓦れきの受け入れを検討するというのか、その入り口の議論というのを僕は始めるべきじゃないかと思うんです。そういったことを、もうちょっと積極的な話をこの場でせないかんのですけど、だれが何言うたっていう、そういうところで時間をとるのは、本当は非常に残念なことです。それで、知事が、恐らく日常的にこういったお考えがあるのであれば大変問題があると思います。その部分について、もう時間もありません。

から、この場で、後でまたお考え聞くようにするつもりでおるんですが、各市町村の考えもかなり変わってきているかもしれません。それと、瓦れきもこういう状況でこんな放射線量で、こんなものがこういうところに存在しているというようなことが、だんだんだんだんはっきりしてまいりました。あと県民の意識も、恐らくここ1週間くらいの3月11日を挟んで、前後1週間ぐらいの動きで少しずつ変わってきているように思えます。まさにこの時期に、徳島県がリーダーシップを持って、そろそろ放射線量の低い瓦れきについて、処理可能かもしれないというふうな、そういった道筋をお示しいただきたいというか、行動に移していただきたい。そろそろそんな時期が来てるんじゃないか、私は思うんですけど、これについてはどのように考えておられますか。

坂東環境総局長

当然、我々は市町村に対して、いろんな今の状況、それについては、包み隠さず情報としてお渡しをしますし、これまでも流してきましたし、近々に今月の27日に関係市町村を実際にお呼びもし、これまでの県の考え方、取り組み、それから国から今、示されているいろんな考え方、そういうことについて、また情報交換をさせていただくというような、スケジュールでもございますし、決して何もしないという話ではなくて、十分にこれまで、この問題については私は真剣に考えてきたつもりであります。その中で、やっぱり自分が納得できないものについて、市町村にぜひお願いしますということとは言えない。情報としては流せますけど。ですから、どうしても私だけがというのではなくて、やっぱり、今、各県の人で、そういう疑問を持たれている環境部局の代表者の方というのは、当然いらっしゃるんだろうと思います。先週も環境省のほうから御説明に来ていただきましたけれども、紙切れ1枚でございます。そういうふうなことで、我々もそのときに、いろいろ意見交換もしましたけれども、私が求めている安全性の説明とか、処理スキームについての詳細なお話が何もなかったところでございます。

黒崎委員

話の腰を折るようで悪いんですけど、実際に今まで心配してやってこられたのは、あなただけではないですよ。ここの環境を考えているこの委員さん、全員がそうなんです。環境を破壊しろという委員会ではないです。環境をしっかり守っていかう、徳島県の環境をよいものにしていかうという委員会ですから、前向きの議論がそこになかったらいけない。私はこうやってきた、それはわかります。わかりますけど、そろそろそういう時期に来ていると。今、話聞いたら、3月27日に各市町村を集めて、お話をされるということですので、どんな内容をお話しされるとか、もうちょっと具体的に私聞きたいんですけど、具体的な内容ってありますかね。

川端ゴミゼロ推進室長

本年3月27日に、市町村廃棄物連絡協議会を開催することとしております。その際には、現在の国及び県の考え方、国からの通知をもとにした県の考え方、そして、それを踏まえた市町村の考え方、意見交換、そうしたことをフリートークでやっていきたいと考えております。

黒崎委員

こういった会議というのは、前回はいつなさいました。

川端ゴミゼロ推進室長

昨年の9月に開催しました。

黒崎委員

9月から10、11、12、1、2、3、ちょうど半年で、その間にいろんな議論がありましたので、各市町村の方々の自分の最終処分場、あるいは焼却場の都合もいろいろあるんで、いろんな意見が多分出てくるんだろうと思います。その中で、各市町村の意見を十分聞いていただいて、低レベルの瓦れきについては、何とか受け入れ先が見つかるような筋道をちょっとつけていただきたいと思います。

ただ、その環境に問題があるようなことが起こりそう、起こったときのことは、当然ながらしっかりと考えて、矛盾していることを言ってるようですが、これはやっぱり環境委員会の中での話ですから、そのこともしっかり考えとかんといかんと思います。

(「今まで委員会で言った話と違うやないか」と言う者あり)

元木委員長

小休します。(11時09分)

元木委員長

再開します。(11時11分)

黒崎委員

いずれにしても、そういった活発な議論が、今、この場で行われております。そういったことを踏まえて、やはり、東北の皆さん方の生活を守りたいと、しかしながら、いろんな心配があって、今まで前に進まなかった。これは事実です。ところが、もうそろそろ、そういう時期に来ていると私は思いますんで、3月27日に、これが半年ぶりにやられる会でございますから、この中で、各市町村の意見をしっかり聞いて、本当に解決できる方向に導いていただきたいと、それが、私、県の役割だと思っております。

坂東環境総局長

先生の思いは十分理解したつもりでございます。私も、この委員会の中で、受け入れないなんていう表現をしたことは、たしかないと思います。私は、慎重に対応すべき課題であるということ、ずっと申し上げてきているだけだと思います。そういう思いというのは、今も変わりませんし、これから国のほうから情報が開示され、それで市町村との話につながるのであれば、当然、そういうことについて、水を差すつもりもございませんし、一生懸命、市町村のほうと、何が課題になっているのか、私が言っているのは3つと申しますが、ほかにもいっぱいあるかもわかりません。やっぱり市町村の御心配事というのは、そういうことも含めて、いろんな議論をこれからしてまいりたいと思います。

黒崎委員

ぜひとも、東北の方々のお役に立てるような方向性でお願い申し上げたいと思います。確かに、今、先生方がお話しなされた、私に話しかけられた内容、これは当然のことながら、状況が少しずつ変わってきながらの中での話でございますから、私も風評被害というのを大変心配しております。それとは、また逆に、東北3県の皆さん方の何かお役に立てることがないか、そういうことを同時に考えながら、相矛盾するような中で、皆さん方が苦しんでいる、そういう状況だろうと思います。こういうことも踏まえて、ぜひともよい方向に、導いていただきたい。このように、よろしく申し上げます。

最後に一言。

坂東環境総局長

先生の胸というのは十分わかってございますし、私どももそういうふうなつもりでやってきたことは事実でございます。ですから、どうしても、この前も国から来られたときにこういう情報をいただきたいと。私どもが調べた情報というのは幾らでもございます。そういう情報は、逆に国は流してくれない。そういう部分がいっぱいあることはあるんです。そういうことも含めながら、ただ、委員がおっしゃるようなことも十分わかっておりますので、それを肝に銘じながら、対応してまいりたいなというふうに思います。

喜多委員

一昨日が、ちょうど東日本大震災の1年目ということで、テレビ、新聞等のマスコミが、大々的に取り上げて、そのときの検証も含めて、地元の復興等も含めて、遺族の方々のいろいろな場面を含めて、本当に改めて行方不明者も含めて2万人近い人が亡くなったことの重み、すごさというか、改めてどうにかならなかったのかと思うことがいっぱいございます。

起こったことは仕方がないのですが、その後の対応のまずさについてはすべての人が認めるところでありますし、その影響は今もずっとずっと尾を引くような場面がいっぱい多い中で、これからの我が国のエネルギー政策についてもっと考えなければいけないなあとという思いが改めてしておる次第です。

そんな中、自然エネルギーということで、ただいまメガソーラーの御説明があったり、いろいろマスコミ等も取り上げられて、メガソーラーの公募結果ということが、結果だけですが、そのほかの状況が全然わからない中で、公募結果について説明がありますか。それにつきましてもう少し詳しく御説明をお願いします。

田中運輸政策課長

メガソーラーの公募につきましては、冒頭報告させていただきましたように、2月6日から29日まで公募を行いまして、今日5日にその結果を公表させていただいております。今回の公募に当たりましては、1平米当たりの土地利用料の最低価格を提示した上で、最も高い価格を希望する事業者に貸し付けすることにしましたので、6社から応募がありました。具体的に申し上げますと、徳島空港臨空用地はこの6社のうち4社から、赤石地区は5社から、沖洲最終処分場跡地は2社から応募がありまして、その結果はお手元の資料のとおりですが、臨空用地については、SBエナジー株式会社が希望利用料420円で、赤石地区については、同じ

くSBエナジーが520円で、沖洲については、ソーラーウェイ株式会社が273円で希望したということで、この事業者2社に内定したところです。以上です。

喜多委員

本来だったら指定管理者にしても、いわゆる一般土木入札にしても、何社だけで金額こんなですよと、落札価格だけでオーケーですよという世界では、今ないんですね。いろいろ秘密の面、言えない理由がいろいろあるかと思いますが、どういふことで今の説明だけで、もうちょっと説明がなかったらおかしいかなと思うんですけど、どうですか。

田中運輸政策課長

今回の応募に当たりましては、応募いただいた各事業者が土地の利用料も含めて、一連の営業経費などを考慮の上、事業期間の収支計画を策定して事業として採算がとれると判断した土地利用料を応募してきたということです。この具体的な中身については今後各事業者の経営戦略にかかわるということになっておりまして、現在公表しておりません。

他県についても問い合わせしたところ、こういったことについて公表していませんので、今回は公表しないということにしておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

喜多委員

非常に残念ですけど、全国的にも、三重とか鳥取、京都、群馬とか全国的に非常に太陽光発電、メガソーラーが進んでおりますし、まだ具体的には別にして、計画だけでも多くの自治体を中心に、自然エネルギー、太陽光発電、メガソーラーということで、進められておりますけれども、全国的な状況で掌握しておる範囲で結構です。どのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

平島環境首都課長

メガソーラーの全国的な取り組み状況でございます。本年7月の電力の固定価格買取制度がスタートするということで、それに合わせまして、各自治体を中心に誘致が進んでおります。例えば今委員御指摘のあった、京都府京都市伏見区で4.2メガ、あと、群馬県の高岡村というところで2.4メガ。これいずれもソフトバンクを中心とした企業体が推進するようです。あと鳥取県日南市で2カ所あって合計で2メガということでソーラーウェイという会社が進めるということです。四国では香川県坂出市で国際興業ホールディングスが2メガ、三豊市のほうでオリックス株式会社2メガといった状況で、各自治体を中心にメガソーラーの稼働に向けて動きが活発化しているところです。

喜多委員

大分進んでいるようです。そして、それがほとんどが大手のいろいろな商社も含めて進められておりますけど、徳島県内の企業といいますか、他の業種も一緒ですけども、県内企業の育成ということも含めて、何かいい方法はないんかと思うんですけど、どうですかね。

平島環境首都課長

県内の状況でございますが、今回、県有地3カ所が民間事業者が内定ということですが、昨年11月に県内の28カ所でメガソーラーだけでなしに風力、小水力を含めて市町村と連携をいたしまして候補地調査をいたしまして、公表しております。

そういったところを中心に今後本県への誘致活動をさらに推進していきたいと考えておりますが、例えば県内の事業者で申し上げますと、藤崎電機の100%子会社のガイアパワーというのが昨年設立されております。こういったところを中心になって、板野町の町内の候補地の一部ですが、地域で500キロワット程度のものを実施するとか、あと阿南市内でも建設を計画しているような状況です。こういった動きに合わせまして本県といたしましては、今年度の24年度の予算案の中に新たな貸付制度を創設しまして融資枠2億円で、15年で2.5%程度の固定利率ということで、低率の制度の創設をしました。こういったものを積極的に活用しまして、今後県内企業向けの支援策を充実してまいりたいと思っております。

喜多委員

ぜひとも今後もこの板野と阿南市も含めて県下全体で太陽光発電を中心にして、県もできる限りの支援をしてほしいなあという思いがあります。

そういうことで、原子力発電が来月ですか、全部、全国で停止してしまうという中で、この太陽光発電にかかる期待というのは、国を挙げて必要な時期になったのではなかろうかと思えます。まだ今のところパネルが高いという関係で、非常に単価的に高い電力料になると思いますが、また将来、20年後にはパネルが4分の1の価格になるということで、ということは電気料金も下がってくる可能性が大ですので、積極的にこれからも進められるように、期待しておきたいと思えます。

昨年11月25日に文部科学省環境放射能水準調査で、全国的にチェックを進められて、前にも質問したんですけど、3月から6月までの降下物の合計値ということで徳島県が16.83ベクレルで非常に少なかったのですが、その後の状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

湯浅環境管理課長

環境放射能水準調査に係る降下物についてのその後の状況の御質問ですけど、昨年11月に3月から6月までの4カ月分の放射線の降下物の全国のデータが公表されております。徳島県、先ほど委員さんがおっしゃいましたが16.83ベクレルという状況でございました。その後夏ごろにはがたっと下がって、1カ月の降下物の量というのが0.1ベクレル単位まで下がっています。その後不検出の状況が続いていて、直近のデータではことしの1月の1カ月分の降下物のデータがありますが、放射性汚染、放射性セシウムともに不検出というような状況です。

喜多委員

最近人に会うときに必ず徳島県はどんな状況なのかと聞かれます。ないんちゃうでと言いますと、きちんと

報告をしてくれるように言ってくださいという話が多くあります。ゼロということも含めて、今はいわゆるセシウムも徳島県においてはゼロですと、それなりの機会をつくって公表してほしいと思いますが、どうですか。

湯浅環境管理課長

データについての公表ですけど、私のほうで測定しています環境放射能測定についてのデータにつきましては、毎日県のホームページのほうでは公表しております。それでこの1カ月分の降下物のデータも含めて、毎日、24時間空間放射線量は測定をしております。それでそのデータにつきましても毎日最新のデータに書きかえて、県のホームページのほうでは県民の皆さんにわかるような形では公表させていただいているところです。

喜多委員

ホームページもいいんですけど、どのくらいの人がそれを見ているのかわかるんですか。

湯浅環境管理課長

私のほうで開いているホームページについての閲覧についての人数は承知しておりませんが、もし事故による異常な本県への影響のデータが出た場合には、これについては、迅速にマスコミにも資料提供をさせていただきますし、何らかの形で広く県民の方に周知をさせていただきたいというふうに考えております。

喜多委員

多分、一部の人は熱心に見てると思いますが、県下全体、県民全体としては少ないのではないかと思います。それだけ安心なという意味も含めてですが、何らかのホームページ以外の方法で公表できる機会があったら、これを利用して、県民全体が安心できるような周知方法も考えてほしいなあと要望しておきたいと思えます。

食品に含まれる放射性セシウムの新基準が、来月4月1日から適用されるということで非常に厳しい数値ということになるようです。今までの基準の野菜等についても、500から100、牛乳200から50で4分の1、飲料水は200ベクレルから10ベクレルで20分の1、乳幼児についてはすべての食品について50ベクレルとなっております。4月1日、これすぐですが、徳島県がどうこうということではないですが、徳島県の対応について、何をどうするかお尋ねします。

石田安全安心農業推進室長

まず農林水産物の検査体制について御説明いたします。4月1日から適用される新しい放射性セシウム基準値が、野菜類とか、穀類、肉、卵、その他というものが一般食品というカテゴリーになりまして、1キロ当たり500ベクレルから100ベクレルへと変更されるということになっております。

また、この基準値が変更されるわけですけど、本県産の農畜水産物については、これまでの定期的な検査の結果ですとか、大気中の放射線の量率、こういったものからして、本県への放射能の影響はないと考えられることから、生産現場におきまして、特に混乱が生じているといったことはございません。

検査の体制といたしましては、昨年8月より県民の皆さま、また、消費者の皆さまのこういった方々からの放射性物質への関心の高まりを受けまして、県産の農畜水産物の検査を開始しています。この検査はまず簡易測定器でのスクリーニング検査を行い、異常があればすぐにゲルマニウム半導体検出器を使つての精密検査に持ち込むというような体制をとって実施しています。また、県とJAグループ、漁連、漁協などの関係団体とも連携いたしまして、県内産の検体の確保、県産品目の調整、こういったものをしておりまして、4月以降もこれらの生産者の団体としっかり連携をとった中で、出荷が始まる時期にタイムリーな検査を実施し、今後とも安全性をアピールをしてまいりたいと考えております。

喜多委員

しっかりと検査をしていただいて、県民の安全安心を最優先に、今後とも続けてほしいと思います。

それと、先ほど黒崎委員からも話がありましたけど、徳島は影響はないと思いますが、東北からの輸出規制、輸入するほうとしたら規制して、証明書がなければいけないとかいろいろと厳しく規制がかかっている中で、農林水産物を中心に徳島においてはその影響があるかないかお尋ねします。

石田安全安心農業推進室長

輸出の規制によって県内産の農産物に影響があったのかというような御質問でございます。原発事故を受けまして、欧州連合、EUが平成23年3月24日に日本からの食品の輸入規制を決定したのを初め、各国・地域で輸入の規制措置が実施されている状況でございます。

現在各国による輸入規制措置は産地によって異なりますものの、輸入が停止されているものですか、産地や放射能の検査に係る証明書の添付が求められているものでありますとか、輸入国における放射能検査が実施されるものなどが継続されているという状況でございます。本県の農産物に対します輸入規制措置については、原発から離れているということから、比較的軽微でございます。EU、中国、韓国、シンガポールにつきましては、産地証明書というものを添付、台湾、香港につきましては、産地証明書の添付は求められず、輸入国におけるサンプル検査を実施しているというような状況でございます。

県では事業者の負担を可能な限り軽減できるように、証明書の発行を迅速に行っているところでございまして、これまでに食品等で、580枚の証明書を発行しているというような状況で、19カ国に発行しています。このうち農産物につきましては、5カ国について発行しているというような状況でございます。

それと、本県の農産物に影響があったかどうかという点ですが、すべてが原発の影響かどうかかわからないですとか、統計がなかったというようないろいろな事情があるわけでございますけど、23年度産のなると金時について見てみますと、昨年の7月から本年の1月まで香港、台湾向けの輸出数量は前年の約6割にとどまっているというような状況でございます。以上でございます。

喜多委員

減っているものもあるということで、本県にとっても影響が出ているようでございます。ぜひとも安全ななると金時とか、安全なものであるということを積極的にアピールしてほしいなあと要望をしておきたいと思います。

それとまた元に戻るかもしれませんが、自然エネルギー立県とくしま推進戦略について県民の皆さんの御

意見を募集しますということで、2月22日から3月12日まで、きのうまでですけれども、パブリックコメント制度で意見を聞くというのが終わりました。その結果がまだできていないかもしれませんが、どのような状況かお尋ねいたします。

平島環境首都課長

自然エネルギー立県とくしま推進戦略についての御質問でございますが、戦略につきましてはさきの事前委員会において、案という形で皆様方にお示したところでございます。その後パブリックコメントが、委員のほうから御紹介ございましたが、2月22日から昨日3月12日まで実施してまいりました。実施期間が昨日までということで、詳細はできておりませんが、概要を申し上げますと、17名の方から33件のパブリックコメントをいただいております。

内容は、戦略自体が誘致戦略、家庭や事業者への普及促進、地域活性化、災害に強いまちづくりという4つの視点からの構成でございますので、それに基づきまして誘致については2件、普及促進については3件、地域活性化については13件、災害に強いまちづくりについては10件、その他は5件ということで、計33件でございます。

喜多委員

今後それも含めて、策定スケジュールはどうなっていますか。お尋ねします。

平島環境首都課長

自然エネルギー立県推進戦略の主なスケジュールでございますが、昨日までにいただいたパブリックコメントを取りまとめまして、各事業がございますので内容を十分検討した後にできるだけ多くの御意見を含めて、さらに案に上積みをして、今月22日に第3回自然エネルギー立県とくしま推進委員会を開催する予定でございます。こういった中で有識者の御意見もいただきながら推進戦略の取りまとめを図ってまいりたいと考えております。

喜多委員

今後の徳島県のエネルギー政策、自然エネルギーも含めてですけれども、これに書いてあるようなことで進めるとは思いますが、今後の決意、方針をお尋ねします。

平島環境首都課長

ただいま委員のほうから東日本大震災から1年が経過するというようなことで、御発言もございました。国の今後のエネルギー政策の方向性というのを国全体で今検討をされている状況でございます。

この夏にも新たな革新的エネルギー環境戦略というのが出されまして、その中に、新たな新エネルギー基本計画ということで自然エネルギーも含めて、エネルギーミックスのあり方等を検討されている途上でございます。そういった動向も見きわめながら、本県としては自然エネルギー立県とくしまに向けて戦略のもとに全庁一丸となってしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

喜多委員

よろしく申し上げます。

一昨年に環境首都とくしま創造センターというのがマリニピアのところにできました。それについて、その後の利用状況、特に環境学習を含めて、できたとき以上に東日本大震災を受けて、大事でなかろうかという思いがしております。状況についてお尋ねします。

久米新環境戦略担当室長

委員から環境首都とくしま創造センター、これは愛称エコみらいとくしまというものなのですが、これの活動状況等についての御質問でございます。このエコみらいとくしまというのは、産学民官で構成しますとくしま環境県民会議を初め、その関係団体との積極的な連携、協力のもと、その環境活動実践サポート機能、あるいは環境学習サポート機能、あるいは地球温暖化防止機能、この3つの機能を持ったその環境に関する総合的一元的な支援拠点として、昨年の4月から開設されております。

それぞれの機能の活動状況ということなのですが、まず環境学習関係ですが、自然環境、あるいは地球温暖化防止など、こういった環境問題の講師を学校等の要請に基づいて無料で派遣している環境アドバイザー制度の実施、これは現在1月末で46回程度の実績がございます。

それと環境学習のプログラムを活用して県内モデル的な取り組みの発表を行います、とくしま環境学習フォーラムを開催いたしております。こういったことに基づきまして、県内広く普及させていきたいと考えてます。それで今、委員の御指摘の東日本大震災を踏まえて、自然エネルギー関係の普及ということで、来年度8月、非常に節電ということが問題になってくるといまして、学習の項目の中に自然エネルギー、そういったものを組み入れて、さらに効果的に推進していきたいと考えてます。

それと、活動実践といった側面もございまして、今年度小松島市におきまして、地元の消費者団体、あるいはスーパー等の協力を得まして、レジ袋ゼロの日の社会実験、こういったものを実施するなどして、マイバッグの推進に向けたさまざまな取り組みも実施いたしております。

さらに地球温暖化防止活動についてでございますが、これについては海陽町、那賀町、徳島市におきまして、産学民官共同による温暖化防止に向けたシンポジウムの開催など実施いたしております。それで今現在、エコみらいの活用状況ということなのですが、研修とか会議、あるいは相談こういったものに対応しております、平成22年度では約380名の方、平成23年度は現時点におきまして460名の方が活用していただいております。以上です。

喜多委員

利用者は小学校、中学校でないのかなあとと思います。今後とも積極的に改めて自然環境の大切さ、広報を行って1人でも多くの子供さん、生徒さん、児童が利用できるような体制をつくってほしいなど要望しておきたいと思っております。

それと、美しい潤いのある水環境創造事業ということで、8,100万円浄化槽の補助制度があります。昨年の実績件数と、また来年の予定についてお伺いいたします。

川端ゴミゼロ推進室長

喜多委員さんから浄化槽整備事業補助金について、その補助制度の概要と、平成 23 年度の件数、補助金、その執行状況と平成 24 年度はどうかという御質問でございます。徳島県浄化槽整備事業補助金につきましては、合併処理浄化槽の整備を計画的に促進し、生活環境保全と公衆衛生の向上に寄与するため、昭和 63 年度から実施しております。この制度は個人住宅等において、浄化槽を整備する場合、県がその経費を一部補助するものでございます。平成 23 年度の執行見込み額につきましては、交付決定件数は 544 件、額にして 5,754 万 7,000 円を補助する見込みとなっております。平成 24 年度につきましては、現在精査中でございますけれども、約 700 基程度の整備を予算上見込んでおります。以上でございます。

喜多委員

水環境は大事でありますし、今国会でも問題になっていることもありますけど、ぜひともきちんと予算を取って使えるような努力をしていただきたいなと思います。

それと、話は変わりますが、完成が間近ということで9年か 10 年かけた大事業、300 億円かけて四国最長の 1,291 メートル。そしていろいろ環境関係団体からの話があったりで、干潟上の橋脚を飛ばす、いわゆるケーブル・イグレット方式で 260 メートルの長いスパンを橋脚なしの新しい橋が、名前も阿波しらすぎ大橋と命名されて、25 日開通。その前の日曜日の 22 日にはとくしまマラソンで初めて開通前に走るということがあります。すごいきれいな橋ができて、交通緩和に、今もですけど、新吉野川橋工事補修のために多くの渋滞が起きておる中で、これも県民の期待が大であろうと思いますけれども、その環境影響評価、環境モニタリング調査を行って、その後の結果はどうなっておりますか。お尋ねいたします。

延都市計画課長

4 月 25 日に供用開始する運びとなりました、阿波しらすぎ大橋に係る環境モニタリング調査の結果についての御質問でございます。阿波しらすぎ大橋につきましては、吉野川河口干潟でありますとか、住吉干潟などの多様な生物が生息します貴重な自然が残る吉野川河口部に建設しますことから、計画から施工に至るまで、環境に配慮した環境首都・先進とくしまを象徴した取り組みともいえる橋梁でございます。

幾つか具体的な環境配慮の御説明をさせていただきますが、委員のお話の中にもございましたように、干潟への影響を少なくするために、通常は 70 メートルほどの間隔で設置いたしております橋脚を 260 メートルという広い間隔で設置したこと。また、橋の名前の由来にもなっておりますが、鳥類の飛行に配慮いたしまして、主塔を他の橋梁に比べて、約半分程度まで低く抑えた約 29.5 メーターになっておりますが、半分程度まで低く抑えた主塔にしたこと。また、横から見たケーブルの本数でございますが、当橋梁につきましては横から見ていただきますと、1 本に見えるかと思えます。その上流にある斜張橋の四国三郎橋については、横からケーブルを見たとき 5 本、ああいう段数を少なくして、鳥の飛行に配慮した、そういった多くの環境配慮の工法をとっています。

こうした環境に優しい整備に取り組むとともに、工事に伴う環境の影響についてもしっかりと把握しておく必要があるということで、委員のお話にもございました、モニタリング調査を工事着手前の平成 14 年度からモ

モニタリング調査を実施しております。経年変化について検証をしているところでございます。モニタリング調査につきましては、河川の水質、干潟の地形、あるいは鳥類や生物の生息状況等についてモニタリングを行いましてその結果を環境各分野の専門家から成ります環境アドバイザー会議のほうへ報告いたしております。そこで各委員から御助言をいただきながら、事業の推進に取り組んできたところでございます。

これまでの調査結果におきましては、いずれの項目においても工事に伴って特に問題になる経年変化は認められておりません。これまでは経年変化について認められておりませんが、供用後におきましても、来年度についてはモニタリングを続けまして、環境アドバイザー会議のほうへ報告をし、御助言をいただくこととしております。

貴重な自然環境でございますので、自然環境の影響に十分注視してまいりたいというふうに考えております。

喜多委員

今後も環境影響評価を続けていくということで、ぜひとも徳島にとって貴重な吉野川の、せっかくお金を余分に使って、すばらしいのをつくったのですから、しっかりと後のフォローもしていただきたいと思っております。完成後ですけれども、最後に、多分これは世界初のケーブル・イグレット工法ということで県内、国内はもとより、多くの方々が見学に来るのではなかろうかと思えます。前も委員会でもお願いしたんですけれども、改めてたくさん来た場合に、路上駐車、バスか乗用車かわかりませんが、路上駐車をして見学に来ることがないように、何らかの方法で駐車場の確保をしていただくのと、できたら駐車場があれば、多分トイレということになると思いますが、駐車場とトイレどういかならないでしょうか。お尋ねいたします。

延都市計画課長

阿波しらさぎ大橋、環境に配慮した世界に類をみない形式を採用した橋梁でございます。これまでも多くの方が見学に見えられております。

委員御提案のトイレの整備につきましては、道路敷ということで、前後についても高架橋あるいは、河川を渡河する橋梁という形式でございますので、なかなか非常に課題が大きいかなあと考えておりますが、駐車場につきましては、高架下スペースですが、現在工事中でございますので、たちまち利用できるという状況ではございません。安全上非常に問題がございますので、その辺十分に確認した上でないと、なかなか難しいのですが、南側の高架工事が一定進捗いたしますと、高架下の利用につきまして、地域の方々あるいは学識の方々に構成する委員会等検討会を設けまして、どういうふうにご利用していくかというのを検討していくことになるかと思えます。

その際には、地元の方々の意見などもお伺いし、またさらには管理上の問題等も整理していく中で、見学会や環境学習会として、大橋を訪れる方、あらかじめどういう形で利用するかということの報告をいただけるような、まとまって利用される方の対応については検討していきたいと考えております。

喜多委員

ぜひとも見学に来た人が事故が多かったりということがないように、またこれから1カ月余りですけど、ぜひ

とも検討をしていただいて、検討っていうのは、するっていうほうの検討をしていただいて、すばらしいしらさぎ大橋をPRして、徳島は自然を、環境を大切にしているんだなあというアピールもしていただきたいと要望して終わります。

元木委員長

それでは、午食のため委員会を休憩いたします。(11時56分)

元木委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時04分)

質疑をどうぞ。

長池委員

ここにこしながら言うようなことではないんですが、午前中、瓦れきの問題が出まして、連日、新聞報道でもあります。聞くとところによると、自治体によっては、1年に処理せないかん量の100年分とか、150年分という量が出ているというのを聞いて、単純にこれ、ここの自治体で、10倍ぐらいの施設つくっても、10年、15年かかるんやなあとか、そんなイメージをしながら、報道を見とったり、また、実際に小さい子供がランドセルを背負って、瓦れきの横の土ぼこりの中を通学している姿を見ますと、何とかしてあげたいなという気持ちが非常にあります。

一方で、私も子供が小さいので、妻なんかは、やはり放射能の怖さ、私が、ボランティアに行くときも、そのことを随分心配しております。それが感情だと思います。私なんか、みんながボランティアに行きしょうけん、いけるんちゃうかぐらいのもので、ボランティアに行きました。ここにいらっしゃる方も、ほぼ各会派で視察、ボランティアに行かれておるということで、皆さん同じような思いだと思います。やっぱり行って、実際に見てこないかんとか、助けてあげないかんとか、また、放射能やびびとってどないするんみたいだね。人間の感情ですから、これは揺れ動くんですわ、本当に。で、そういったイメージとか、いろんな情報の中で、そのときそのとき揺れ動くというのはしょうがないことございまして、逆に言うと、揺れ動くイメージとは反対側にリアルなものがありまして、実際その場に何十年もかかるような瓦れきがあるということは、これ現実でございます。その現実と揺れ動くイメージをどう調整しながら問題に対処していくかということが、これは非常に重要なことで、特に、冒頭述べましたように、やっぱり、何とかしてあげたいなという気持ちが私は強うございまして、この問題というのは重要なことだのとらえております。

その中で、できるだけ実態、間違いのない情報をしっかりつかむことが、県としての責任でしょうし、それをしっかり、また市町村なり、県民に知らしめるのが役割であると思います。間違ってもイメージとか、思いというものを、あんまりその情報に添加してしまいますと、とる人によっては、ゆがんで伝わるんじゃないかなあというふうに思います。風評被害なんかも、全く放射能に関係ないのに、風評被害というのは起こってしまうんですね。これ、人間のイメージですね、やはり。ですので、しっかりとした実態をつかんで、それを情報開示していく、これも国も県も市も、どのレベルであっても同じであると思います。

この瓦れきの問題で1つ、実は、私がちょっと気になったので言いますが、昨日の関西広域連合の特別委

員会の答弁の中で、情報開示がなかなか進んでおらんという御指摘がありました。確かにそういった面があり、いろいろ、坂東総局長もこれまで本当に御苦労されたと思っております。ただ、そういった御苦労が多ければ多いほど、先ほど言っておったイメージが、やっぱり自分の中ででき上がるというか、固まってしまうと、やはり事実を伝えるときにも、そのイメージを載っけちゃう場合があります。私になぜ、回りくどい指摘をするかといいますと、新聞の記事だけを読みますと、一番最後に、「国は必要な情報を開示せず、復興事業がおこなっている責任を各県に転嫁しているように思う」と、ちょっとこうイメージが入っとなすね、個人の。事実なのか、そうなのかというのはとり方にもよるんですが、これは、けさ、庄野議員がこの記事を気にされて、坂東さんにこれは知事の考えかとお尋ねしたところ、私個人の考えですというふうな返答があったそうでございます。公の場で、やはり個人の考えで、しかもどっちかという、不快感であったり、そういうものをあんまり、公の場に出しますと、その情報に、また尾ひれがついてしまうというか、イメージがついちゃう。国のこれから発表する情報が、みんな何かあやしい情報のようにみえてしまいますし、もう一個は、この姿勢で27日、市町村の担当者を集めて説明会というか、調査をするとおっしゃってましたが、やっぱりそういったイメージを持ったまま、市町村の方と話をすると、また意見を伺うっていう場合に、やっぱりふさわしくない。本当に必要な情報をやりとりして、今後どうしていくかというのを、しっかりと市町村の意見も聞き、こちらの持っている情報も開示する上で、ちょっと邪魔をしていると思いますので、私なんかは、この発言の真意といいますか、もし、問題なければ、一度撤回していただけたらと思うんですが。

坂東環境総局長

昨日の私の発言についての御質問でございますけれども、ちょうど私もずっと、瓦れきの問題というのをこれまで取り組んでまいりまして、いろんな節目、節目で、いろんな確かに思いがございます。決して、これまでも私、この瓦れきの問題について、右だ、左だとか、そういう発言をした記憶はございません。極めて慎重に取り扱うべき問題だというふうなことの中で、いろんな国への情報も探りながら、いろいろ対応してきたわけでございます。

それで、私も土曜日ですか、朝まで生テレビも見ましたし、この2日間、ずっと家で、この1年間のいろんな報道特別番組を見てきた。その中で、ちょうど、野田総理大臣のほうから、やはり積極的に各県へのお願いを、要請を法律に基づいてするんだというふうな発言もございました。で、きのうの委員会の中で、そういうふうな瓦れきの処理について、どういうふうに考えているのかというような御質問がございまして、当然、私としては、先ほども申し上げましたように、やはり市町村に説明する以上は、私たちある程度自信を持って市町村に説明していく必要もあるだろう。総理大臣の発言も受けまして、そういう気持ち非常に焦りの気持ちもある。そういう思いもありまして、これまでのいろんな発言の中で、これまでの取り組みを総括する中で、そういう私の思いを述べさせていただきます。そういう中で思いでございますので、御理解をいただけたらなというふうに思います。

長池委員

本当に気持ちは理解してるんです。ただ、本当に、その発言というのが、やはり慎重であるべきだなという部分はありまして、ここの文面だけとらえると、確かに国は必要な情報を開示せずという部分は、今までの

経緯の中で、根拠もあるでしょうし。ただ、この責任転嫁しておるように思うというのは、何か根拠というよりも、今までの積み重ねの中でイメージとしてでき上がったものでございまして、それを、じゃあ知事の言葉ですかということになったんだと思うんです、庄野先生は。否定しなきゃいけないというか、間違っておった部分もあるにせよ、本当に、先ほども言いましたが、東北の人たちが、瓦れきの間で生活しているのを、じゃあどうするんだというのを、進めていく上で、そういうイメージ先行型じゃなくて、これからどうするんだというのを真剣にとらえた上で、正確な情報を、また可能性というものを探っていただきたいという思いがありまして、この最後の最後、「責任を各県に転嫁しているように思う」という部分を、再度、撤回していただけないかどうか、お聞きいたします。

坂東環境総局長

確かに、責任を転嫁しているのではないかというのは、私の明らかな思いでございまして、公の場ではそれはふさわしくないということであれば、撤回させていただきまますし、午前中にも黒崎委員のほうからございましたように、市町村にしっかりと説明責任を果たしていくべきだという部分については、私、先ほども申し上げましたように、決してこの思いの中で、そういうふうな市町村と接触するつもりもございませんし、必要な情報が与えられれば、それは正確にお伝えもいたします。それは、ここでお約束させていただきたいというふうに思います。

長池委員

思いの部分を撤回していただけるといふうにとらえて、私の質問は終わります。

重清委員

瓦れき処理について、これは今長生きせえせえ言われても、全国民思いは一緒と、東日本大震災受けられた人をどないかしたいという気持ちでおると思いますし、またそれを1日も早くしたいと思いますけど、今までこれが進まなんだ理由というのは、今、東京だけですか、受け入れをやっているのが。今、手を各地で挙げようとしておりますけれども、またあした総理から要請が出るみたいでございまして、内容がまだわかりにくいんですけど。一体、瓦れき処理の何を要請しようとしているのか、今、二通りあると思うんですよね。埋め立てる分をお願いしますというのと、焼却をお願いしますというのをしようとしているのか。それで今までずっと問題になってきて8,000ベクレル、100ベクレル、この問題とかはどういうふうな話が決まって要請して、ほんで今後、市町村にそういう話をしていくのか、ここらちょっとわからんのですけど、わかるとる部分がありましたら教えていただけますか。

坂東環境総局長

私自身、文書を見ておりませんのでわかりませんが、総理大臣の趣旨は、8月に成立しました特措法の中で、たしか地方公共団体の責務という条項が5条か6条かにございまして、市町村要するに地方公共団体、この災害廃棄物の処理について協力をするというような文案だったと思います。その法律に基づいて、全国

のほうに瓦れきの受け入れについて要請文書を送るというふうなことを聞いてるところでございます。内容については承知しておりません。

重清委員

今の状況で、わからんような状況で要請してどうするんか、またそれをよっしゃ言うてからいろいろ今、日本のよその議会では検討しよるようですけど、どういう基準で受け入れをしようかなというのがちよっとわかりにくいんですけど。それと今までこの問題については、県としての対応としては困難というんをずっと出してきて、それは知事の記者会見でも言うておりますし、これは今までの流れとして委員会としても、そういう状況かなということも納得しとったんですけど。これ今の状況で午前中も言よって、状況が変わった変わったと言いますけど、何が変わったと、県としては受け取っているんですか。状況、瓦れき出たんもう何カ月も前で、すぐにあれくらいはわかって問題になって、要請も出てきとったはずですよ。ほれに対して今年たって、今まで市町村なり地方が求めておった情報とかもどうなったんか。どの点が変わったんか。総理が言よるだけで変わったという条件なんか、具体的に中身はどのように瓦れきについて変わっているのか。もしわかったら教えていただけますか。

川端ゴミゼロ推進室長

重清委員の御質問でございますけれども、東日本大震災で発生した瓦れきの処理について、昨年5月に災害廃棄物処理のための広域新体制を構築することと、また、放射性廃棄物に汚染された瓦れきは国の責任で処理すること、との政策提言を行ったとおり、安全な物まで拒否しているわけではございません。

広域処理が進んでいない現状はむしろ国の対応に問題があったのではないかと認識しており、昨日の関西広域連合特別委員会で坂東総局長が御答弁したとおり8,000ベクレルの安全性やダブルスタンダードの問題、本県の場合は海面埋立場しかほとんど余裕がないこと、広域処理に係る全体処理スキームの詳細が明らかになっておらず、本当に広域処理の必要性があるのかといったことが挙げられております。

その時点とどのように変わったのかというふうな御質問でございますけれども、これまでも国に対して疑義照会を行うとともに、県としても可能な限りの検討を加えてきたわけでございますけれども、昨年8月以降、国の姿勢についてはほとんど変わっていないというふうな現状でございますので、県の考えとしては、県としても国が責任を持って市町村や県民に対して安全や安心につながる丁寧な説明がなされない限りにおいては、現状として受け入れることは困難ではないのかなというふうに考えるところであります。

坂東環境総局長

何が変わったかというのは、総理大臣の記者会見を見るだけの範囲でございますけれども、例えば基準とか安全な受け入れのやり方とか、そういうこともお示しをしたいというふうなお話がありました。ですからこの基準がどういうふうな、それじゃあ変わるのか、8,000ベクレル以下っていう部分が例えばクリアランスレベルまで下げた基準で再度要請が来るのか、それとも今までどおりなのか、そういう部分については一度見てみないと詳細がわかりませんので御理解を賜りたいというふうな思います。

重清委員

状況は変わってないと、基準は 8,000 と 100 ベクレルがこの2つがまだ残ったままという状況であり、徳島県においては松茂と阿南、ここが最終処分場の所で、焼却は各市町村また広域とかでいろいろやっとなですけど、焼却は各市町村また広域でいろいろ判断すると思うんですけど、最終処分はもうこの市町村は2つで、あと民間が3カ所だけでしょ。今の現状どんなんですか、最終処分は。

坂東環境総局長

今の本県の一般廃棄物の残余能力の問題からしますと、やはり一番、ほとんどの残余能力として期待できるのは、東部と南部の最終処分場ではないかなというふうに思います。ただ東部につきましては、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、勝浦、上勝、佐那河内、松茂、北島、藍住、板野、上板、4市8町村がいわゆる共同出資をして最終処分場として使っているものがございます。

それから南部につきましては、阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町、1市4町それが共同出資によって最終処分場として使っている処分場でございます。ですから合わせますと5市 12 町村の最終処分場を担っているわけございまして、最終的に本県の受入主体ということになりますと、箇所は2カ所ですけど、その5市 12 町村が基本的には受入主体になるというふうな理解でございます。

重清委員

私自身が核に対してまだ情報不足やって初めて今回勉強した状況と思いますが、海部郡、特に海陽町においては、高レベルの問題がありまして、いろいろ今も勉強してますし、このときの状況いうのもよくわかります。これはもうどないかせないかんのはわかりますけど、放射能の問題についてはこれを聞いたら反対になります。

今の状況で5市 12 町村で2つの広域で処理をしていると。この場合だったら議会、今、北九州市だったら市だけで採決しよんですが、この場合議決は5市 12 町村全員が要るような、どういうふうな体制で最終処分に入れるような状況になるんですか。燃やすのも一緒ですけど、燃やすのもどういう体制になっているのか、ここらどういう状況ですか。

川端ゴミゼロ推進室長

まず、環境整備公社の最終処分の規定の中には、災害廃棄物の受け入れについては受け入れの基準には入っておりません。もしそれを受けるとなるとそういった規定改正、そして構成市町村の同意がまず必要になるとともに、付近の漁業協同組合との合意といったものが今後、やることについてはこれを進めていかなければならないというふうに考えております。

重清委員

市町村の同意か合意かわからんですが、それからまた漁業関係者、恐らく農業も出てくると思います。いろんな関係者とも話をせないかんと。今みたいに市町村だけで話していいという問題でないと思いますし、やっぱりいろんな話はせないかんと。その上で、各自治体が焼却についてはよろしいですかという話なので、ま

た最終処分場はそこに関係した市町村がすべてがどうしますかいう、なかなか大変な作業を今からせなあかんと思いますけど、ほれを今国が受け入れという、そのときにやっぱりきちんとした安全基準とかそこらをしてもらわなければ、今、県が市町村に話をするってどの程度できるんですか。ほんでまた町民にも県民に全部説明せないかんですよ。この前みたいな議会、きのうですか、議会でやって採決……（「那賀町は反対しとるわ」と言う者あり）反対します、議会で採決します、賛成します、反対します、こういう状況全国各地でこれやろうとしているのか、こんな行政はおかしいと思います。国の情報開示がおかしいと言いますが、今度の態度もおかしいと思いますよ、私自身は。国がおかしいというて言わないならやめてもいいけど、おかしいと思いますよ、こんなやり方。どこの自治体も思いますよ。これを今のこの被災地の問題でやっていいのかどうか、日本国民はみんななどないかしたいと思うとのに、この問題でやっさもつきなると、こんな日本にしていいかなと、これは思います。この国全体のことを思ったら、徳島県も一緒と思います。この問題みんなが宮城県、福島県、岩手県のために何かしたいなと、どうにかして1日でも早く復旧させたいなと思っているのに。この問題でもめるような、こんなやり方は本当にええんかなと、今、国会もやっておりますけど、何しよんなとも思います、国会も。そのくらいの問題、産業廃棄物の問題、焼却灰、こういう施設をつくるときに自治体は本当に苦勞しております。なかなかです。今徳島県内でもいろいろもめておると思います。ここらも加味して実際にみんなが納得できる、市町村も納得できる、住民にも十分説明ができる、そういう状況をつくっていただきたい。今からでも国に要望していただきたい。あした総理が出すというのだったら、と思いますけど。言いたいことはこれです。

この問題について、総局にどうのこうのいうよりも国の対応がおかしいんちゃいますかと思えます。1年たつてあんな状況か、テレビ見たって。これは何をしよったんと思えます。ほれを今から自治体にどないせえつたって自治体やって、いろんな問題をクリアせないかんでしょうと。そこまでわかって言よんですかと。それで海水埋め立てのこの2カ所、本当にいいんですか、問題ないんですか。ただでさえ世界から見たら日本は放射能にまみれておりますという見方をまだされております。それをまた日本各地にばらまくんですかいうて見られるんです。僕はどうかと思えますけどね、何か意見がありましたら最後それだけ聞いて終わります。

坂東環境総局長

委員が今おっしゃったようなことを多分いろんな市町村の方も県民の皆さんもきちんとやっぱり説明してほしいというのが切なる思いなんだろうと思えます。私も含めて何とか東北のほうの復興に役に立ちたいという思いっていうのはみんな持たれているんだろうと思えます。私も委員会の中でも言わせていただいたし、まさに復興の1丁目1番地、瓦れきの処理なんだということも冒頭申し上げております。

ただ、今、委員が懸念されたような昨年のガイドラインの方針から始まって、やはりそこらあたりに対する不安が相当数あるということも事実の中で、やはりしっかりと説明責任を県も果たさなければいけないし、国もしっかり果たしていただきたいなという思いはございますので、これは常に私のほうからも国にそこらあたりの処理スキームの問題とか安全性の明確な説明とか、これについては政策提言も含めてあらゆる機会を通じて国にも要請もしてございまして、引き続きそういう対応をさせていただきたいなというふうには思っております。

有持委員

ただいまごみの受け入れについて非常に問題になっておりますけれども、やはり最終的に徳島県で受け入れるといたしましても、各市町村について最終的には非常に難しいのではないかと。というのは埋め立てにしましても、放射能といいますのは焼いても濃縮するだけで、それを埋めて、その放射能がまた水にまざってその水を汚水処理しても恐らく放射能っていうのは取り除いてもできない。それがもうみんなだんだんとわかってきましたから、恐らく最終的には放射能が非常に最後には問題になってきますので、それを日本全国にばらまいて希薄にするということを今、政府のほうではお考えのようですけれども、北九州で賛成ということで市会のほうでなっただと思っておりますけれども、あれは恐らく今後問題になってくると思っております。ですから徳島県において今坂東総局長が、非常に危惧しているということも重々わかりますので、これについては、なおもっと政府のほうと打ち合わせをして、十分な対応をお願いしたいと思います。

それと、11月に私も宮城県のほうへ視察に行かせていただきまして、岩沼市の市長にいろいろお話をさせていただいたんですけども、その岩沼市の復興のこれからのことといいますか、海沿いに千年の丘といまして、約1キロの幅で10キロの山を防波堤がわりの山をつくって将来的に1,000年、津波に耐えるような山を築くというふうな構想でございます。それはどういふふうにしていくのかといいましたら、瓦れきを集めて山にしてその上に将来的に木を植えて防波堤にするというふうなことでございます。このように、岩沼市のようにずっと海際に山をつくれればそんなに日本中に、瓦れきをお願いしてするよりも早急にそういうふうな防波堤をつくっていったほうが非常に安心安全ではないかと思っております。

ですから国のほうも、こういうふうな岩沼市が、千年の丘構想ということでやっておることに対してもっと積極的に対応していったらごみの問題も早急に進むのではないかと考えております。

瓦れきといいますかもう非常に材木とコンクリ、そして土も入りまざって、もう山のように積んであります。あれを全部処理するとなりますと非常に難しい問題だと思っております。というのは材木はそのまま埋めたら恐らく腐って陥没するおそれがあるから焼却処理したいということなんだと思うんですけど、あの材木を全部より分けてするという事は非常に難しいのではないかと、それであればもう引き込んでもいいような山に埋め立てをして、10年20年すれば少々は陥没するかも知れませんが、早急な対策をして進めていったほうが私はいいのではないかと。そういうことも含めて国のほうとも御相談をしていただきたいと思っております。

それともう1点、朝のうちに喜多委員さんからもお話がありましたようにメガソーラーの取り組みでございますけれども、徳島県において今回3カ所の公募をして、一応進むようになっております。それに各市町村につきましてもメガソーラーを導入していきたいという動きもかなりあるようでございますので、今後メガソーラーの企業の進出についてこれからどのように取り組んでいくのかということをお答えをお願いしたいと思います。

平島環境首都課長

太陽光発電等の発電施設について県内企業がどういふふうな形で取り組んでいくのかということでございます。午前中にも喜多委員の御答弁で申し上げましたとおり、現在は県有施設3カ所に関しましては県外の民間企業が建て、稼働に向けて作業するということなんですけど、県内の企業の中にもガイアパワーであると

か喜多機械産業というような、太陽光パネルあるいは小水力発電等の事業をこれからやっていこうというような意気込みのある企業がございます。そういった企業を積極的に支援するというような形で今回、2億円の補助金の制度の創設、あるいは1億円の予算をいただきまして、24年度の概算要求に出ておりますが、貸付制度を創設いたしました。こういったものを活用いたしまして県内の民間企業がこれから太陽光発電、あるいは小水力などに積極的にかかわれるような体制づくり、そういったものを積極的に支援してまいりたいと思います。

有持委員

貸し付けとか補助とかいうことで企業の育成、そしてメガソーラーに積極的に徳島県として携わっていくということでございますけれども、やはり関西のほうでも原発がみんなとまればもう電力が足らなくなるということ、また原発を推進するような動きになりつつありますけれども、今の現状ではまず原子力発電所は、再開するというのは無理と私は思います。

ですから徳島県においてでも、やはり原子力にかわるものとして、メガソーラーということも進んでいかないといけないし、それにはやっぱり企業的なものもしないといけませんし、また前にも言いましたように病院とか学校、そして民間にもできるだけ家庭用の電力について自分のところで消費できるような態勢に進んでいけば、非常にクリーンエネルギーということできると思うんですけれども。

そして今買電といいまして非常に電気会社のほうへ高く買っていただくということでございますけれども、それもやはり入れたところはいいんですけれども、たちまち、高く買ってもらったら今度電力会社はその電力を高く売るわけです。ですからやはり不公平というのが生じてまいりますので、そこら辺のこと、そして今後の家庭用のメガソーラー、太陽光発電について、県としてどのように取り組んでいかれるのか、答弁をお願いしたいと思います。

平島環境首都課長

委員御指摘のように、大型の発電施設も重要でございますが、一方で家庭や事業所への、自然エネルギーの導入というのはさらに大切であると考えております。現在四国電力との余剰電力の買取制度という形で個人契約をされている戸数が本県では8,100戸ございます。23年度12月末の数字でございますが、こういったものを今後伸ばしていくためには、1つは平成21年の11月に余剰電力買取制度というような形で委員からお話のあったように、それまで24円、1キロワット当たりの買い取りが48円という形でかなり高額倍増した経緯もございまして、それ以降契約戸数が伸びております。

また国のほうでも個人向けの補助制度を創設いたしまして、現在は1キロワット4万8,000円というような形で制度がございます。そういう国々の制度がございますけれども、また県としてそういったものを拡充拡大をしていただくように国のほうにも政策提言をしていくようなことで考えております。

また、自然エネルギー立県の戦略でも太陽光発電の利活用について県民の皆さんにより多くPRをするという形で相談窓口を設置したり、啓発のためのセミナー等を24年度開催いたします。そういったことを通じてより多くの御家庭とか事業所に普及促進が図られますように今後努めてまいりたいと思います。

有持委員

普通の家であればほとんど昼間は電気は使いませんので、その分太陽光発電で発電した分をほとんど売ってしまう。そのかわりまた高い電力を夜使うというふうな非常に利便性の悪い状況でございますので、今、県でもリチウムイオン電池の普及も含めて、やはり自分のところでつくった電力で、できるだけ賄っていくというふうに今後とも国のほうにも計らっていただきまして、太陽光発電も徳島県の一つの事業として進めていただきまして、できるだけクリーンエネルギーで原子力発電に頼らない、そして安全な徳島県であるように今後とも努力をしていただきたいと思います。以上です。

杉本副委員長

最後でございますので遠慮しながら。

例の災害が起きたときから世界の主要な国の関係した新聞記事を集めておると、最初は大変高い評価でした。めったに日本を褒めたこととか、褒められたのが初めてだったのが、中国の人民日報でさえ日本人の道徳観については中国は日本に追いつくのは100年はかかるだろうというふうな言い方だったんですが、あの災害でも円が維持できたのは日本人の日本民族のすばらしさだというようにまで書かれておると。

だんだんとしかし落ちてきて、理念ばかりで計画性がないというようなことまで言われて、まさに正念場が来たんだなというような感じでございますが、先ほどの話の中ではこの話、徳島県が受けるとお気の毒になるのは市町村長だということ、ひとつよく考えといていただきたい。その始末をつけないと、我々が言うのは勝手ですけど、対住民は市町村長であると。知事よりも先に市町村長が泣くようなことになりますのでここは十分にお考えした上でやっていただきたいなと申し上げたいと思います。

続いては、動物の被害の話。元木委員長さんが本会議ですっぱりやりましたので私からはそんなに深く言うことはないんですが、これから一体どうなるんだろうかってことを質問させてもらいたいと。

随分前になりますが、20年、もつとなるかと思いますが、カモシカの保護区が法律でできて、文部省の文化財課が、なぜ文部省文化財課かというと、天然記念物。だれも徳島県の、被害者のほう、被害者とは言わんけどだれもなり手がなく、私になり、県の人たちで考慮して、四国4県で協議を何回かして、愛媛県はなんとカモシカは一匹もおりません。香川県もうちはそんな山がありませんと。高知県は国有林が林業関係でできております。高知県の方は、言うのはすっぱりしとる。私は事務方でございますので現場のことはわかりませんと。これわからん人が出てきても具合悪いだらうと思ったんですけど。そんなことで結局私も、徳島県にはカモシカは一匹もおりません。これいかなかったら保護区できませんからね。この手だと思ってやんよった。徳島新聞にすっぱりやられてしまって、カモシカの写真が出まして。結局徳島県だけカモシカがおるような格好になって。最後の会、3年間くらいそんな会をした。そしていよいよ保護区が決まるようになって、さあ、何と運が悪いのは海部の轟さんの北側、私の山の裏側じゃ。そんな所にできてたらんですけど。

海部の何とかという旅館みたいな、ホテルに集まって来てる人はみんな保護の人ばかりで、カモシカの食害は絶対ありませんという人ばかりです。杉やヒノキは一本も食べません、コケとスゲの皮ばかり食べる。これって大変です。いよいよ最後になってたらんようになって、私はその場で、カモシカのふんを持ってきております、見てください。このふんを調べてもらったらコケだけ食べているものではない。今まで知らん顔しとった文部省文化財課の課長さんという人が、名前忘れましたが、実は200種類くらいのもを食べるん

ですと、ふんの中にもその繊維が入ってますと。ですから食害があるから保護区をつくって保護しようとしとんですと。ですから、おわかりいただきたいと。私はそのときは勝ったと思ってざまあみろと思いました。今度一杯会になったときには、だれも一言も、物言うてくれなかったのはこれは恐れ入ったんですが。そんなことがあってだんだんと反対、ずっと反対させてもろたんですけど、最近になってしょうがないと。なぜかっていうと、シカに追いやられてしまってカモシカがすごい減ってるんでないですか。そんな感じでございますが。

またシカの話もですが、これも20年くらいになります、異常にシカがふえてきた。家の周りや畑やで食害があるようなことはおよそなかったものが出だした。これ多過ぎるんじゃないかということで40年の終わりにくらすか、雌ジカをとらせてほしい。これは限定してとらせてほしいと言い出したんですけど、これもだれもいうことを聞いてくれん。環境審議会で言わせてもらったんですけど、なかなかだれも聞いてくれん。一遍、上勝の女性の方、口の達者な人、上勝はもう稲を食べられたりしてましたので、それで委員になってもらって、ちょっとかわいそうな感じを出して許可もらわないでやったんですよ。やっぱりだめだった。女性の社長さんかな、会社経営なさってる人で、ぴしゃぴしゃとやられて全く歯が立たないで、結局これからは勝てないなということですが、その女性の社長さんは杉、ヒノキを全部切って実のなる木を植えてくださいと。小鳥がふえますというのでやっつけられてしまって、ようよう、こここのとこにきて本会議で圓藤知事が共生の時代と言ったのを、私はしみじみと思ひ出しますが、いよいよ共生から、法律が変わってコントロールのほうに入ったのか、それとも見つけたら皆殺しのほうへ入ったのか、どっちか答えていただきたい。

岩野自然環境課長

カモシカでなくシカですね。ニホンジカの内容のこの御質問でございますけれども、委員がおっしゃったとおり、以前は捕獲について非常に厳しかった、法律においても守っていくというふうなことでございました。

でも最近是非常にふえすぎて、そのふえたことによって農林水産業、特に農林業に対しては被害を及ぼすと。そういう鳥獣につきましては、特定鳥獣というような呼び名で呼んでます。シカにつきましては著しく増加をしましたがために、いろいろな災害といえますか、被害をこうむっているということで、このことに対しては調整をしていく、コントロールをしていくというふうな考えで現在進んでおります。

杉本副委員長

コントロールに入ったんか。ことしに入ってから、長野県に友達がおる、それから電話があった。これクマが一番かわいそうなんやってね。私の友達はクマの保護者で、一番最初にトラップをつくってハチみつで成功してって自慢してたんですけど、クマは皆殺しになるようになったんやね、見つけ次第に。どうなんですか。

岩野自然環境課長

クマにつきましては、本県の場合は捕獲を禁止しております。現在の時点では本県の場合は捕獲は禁止になっております。

杉本副委員長

クマは徳島県はとらしてくれるんか。

岩野自然環境課長

中国地方でありますとか東北地方におきましてはクマの害が非常に多うございます。そんな形で、有害の捕獲というようなことで年間かなりの数のクマが捕獲されております。四国におきましては御承知のとおり非常に限られた地域で限られた亜種というようなことで、本県の場合では十数頭っていうふうな生息数と言われておりますけど、そういった中で基本的には、幸いなことにクマによる被害っていうのは今のところはお出ておりません。しかしながら、守っていくということで本県の場合は捕獲を禁止ということです。

杉本副委員長

クマの被害が本県は出ておりませんやいうことを白々と言うんなら連れて行つたぞ。

恐らく数少ないと、私も 20 年くらい鉄砲持ってましたから、木沢村がクマとり過ぎてクマのたたりがあって、スーパー林道周辺では随分苦労したやいうのもありますが、とりあえずはシカの今年度の実績と来年の計画。

岩野自然環境課長

クマについては、ハチみつを山でとられている方っていうようなことが災害に遭ったとか、クマが樹皮に対する皮に傷をつけた、そういうふうな報告は上がっております。訂正させていただきます。

シカの被害、捕獲の状況でございます。昨年は 4,600 頭、22 年度ですね。23 年度現在ですけれども 10 月まで捕獲につきましては、11 月 15 日以降 3 月 15 日までの狩猟に係る部分と、それと有害鳥獣捕獲、あるいは個体数調整、2 種類でございます。現在は狩猟期間中でございますので、まだ狩猟の数字は上がっておりません。しかしながら 10 月末、昨年の 10 月末までの有害捕獲と個体数調整の数字につきましては 3,120 頭ということでございます。これは平成 22 年度の有害と個体数調整の数の約 10% 既に上回る数になっておりまして、恐らく 22 年度よりもたくさん捕獲がされるであろうというふうに考えております。

来年以降の計画でございますけれども、ただいま策定を進めておりますニホンジカの適正管理計画、この中では年間 6,300 頭を 5 年間ということですが、計画当初の 2 年間は捕獲圧を高めるというようなことで年間 7,000 頭をとる計画でございます。

杉本副委員長

これ 7,000 やいう数字になると大変な、猟友会やその他の人が随分苦労するだろうとも思いますし、これに対する予算は何ぼくらいつけとんですか。

岩野自然環境課長

シカに関する予算でございます。剣山地域と全県ということであわせまして、6,422 万 2,000 円、当初予算です。シカだけでなくほかの分も含まれますけれども、約 6,400 万。うち、4,200 万円につきましては、シカの被害対策ということでシカの捕獲に出いただく人に対して日当を打つというようなことを現在 23 年度から進めておりますけれども、それをさらに強化してまいるというような計画でございます。

杉本副委員長

猟友会やくり屋をしてくれよう人が高齢化して、あと5年もしたら半数くらいになるんでないですか。大体私の年齢が若いぐらいで、あとこんな状況なんですね、実態は。そうするとこれに後どうしていくのか。日当や犬のえさにもならないという話は皆が言う話なんですけど、実際は。後続けていく人をどうやって育てていくんだらうかなという気がしてなんなんですけど、どういう計画なさっているのか。

岩野自然環境課長

狩猟者につきましては現在 22 年度の数字でございますけれども、免許の登録をされる方が 2,236 人ございます。おっしゃるとおり 60 歳以上の方が 7 割弱ということでここ何年かの間に、その方が随分少なくなるということは想定されます。

そこで一つは担い手の確保をしていくということと、もう一つは少ない数でも効率よく捕獲ができる仕組み、手段、方法を探っていく、この2点になろうかと思えます。捕獲者、従事者につきましては狩猟の制度を県民の皆様によくわかっていただく、あるいは有害鳥獣の駆除でありますとかいろんなこういう社会のために役立っていると、そういう活動について県民の方によく知っていただくというような説明会、PRを現在させていただいております。それから試験につきましても年3回、できるだけ試験を受けやすい対応ということで、21年には、新しく試験を受けられた方は 74 名、22 年については 172 名、23 年、今年度につきましては 212 名ということで、増加をしておるような状況です。中でも委員おっしゃいますように、わなというのが初期投資が比較的少なくて済む、簡易にできるというようなことで、わなが 8 割を占めるというようなことで、今現在ふえておりますのはわなの免許を持っていただけの方がふえております。

もう一点、少ない人間でも捕獲ができるその仕組みっていうようなことで、今現在はえづけをしながら、たくさんよってきたところをぱつと撃つ。あるいは大きな囲いわなを仕掛ける。特にえづけをしながら撃つ方法につきましては、シャープシューティングっていうことで本会議でも答弁をさせていただいたところなんですけれども、新しい手法として少ない人間でたくさん捕獲をできる。しかも正確に撃つものですから、肉が傷まないということで後々の肉の資源としての利用についても役立っていくのではないかなと、そういうふうな形で今後も進めていきたいと考えております。

杉本副委員長

最近のこの動物愛護法の中での犬ですね、大変飼いにくくなってきていますわね。なかなか殺しにくいとか、山の中でも放し飼いでいいのができんと。私どもが子供の時分には我々が飼う山の中の犬でも系統があって、あそこの家の犬はウサギに行く犬、あそこはシシに行く犬、シカに行く犬っていう系統があって、それがずっと続いておって、何匹かできた子犬を、お金っていうのではなかったですけど、酒かなんかで交換してもらってきて、飼う。飼って使ってみてだめだったら、もうすぐに殺してもて、次にまた探してくるってして。だんだんしてきますから、いい犬ができてました。犬でも 2 通りあって、しつこく追っていく犬、いい声が出てしつこく追っていくハウンド系の犬と、格闘のようなのをしつこく追っていくのと、2 通りに分かれておってそれもやっぱり筋があって、それは親方の鉄砲持ってる人のグループの形や親方の趣味でどっち飼うか。これ犬がで

きなくなってハウンド系はアメリカから来た米系のビーグルやと一代雑種交配して、今ほとんどシカとってるのは一代雑種のビーグルの犬がほとんどそうですけど、シシやほとりにくい犬ですわね。とれんでしょね、恐らく。

そんなんからすると大変犬が飼いにくい時代になってきているということになりますし、人も御存じのとおり若い人は鉄砲傾けるよりか釣りに行ったほうがずっとおもしろいっていうような社会に入ってるものですか、これかなり予算も考えていかないと事実上は追いつかのちゃうかと。シカのようなとりやすいものが今テーマになってますけど、お猿や実際はやりにくいんですか。お猿って1頭とったら、町村足していくらいただっきよんかな。

岩野自然環境課長

猿につきましては、町村によって差があるようでございます。報奨金というようなことで、たしか2万円から4万円くらいの差があったかのように考えております。

杉本副委員長

1頭で2万円から4万円の違いでも町村からは出よんかな。4万円もらったらやってみようかと思ってたんですけど、あれも事実上とるんはえさでおびき寄せてとるんが一番ですね。昔はえさでおびき寄せてとる専門の猟師がおって、漢方薬で売れてましたね、30年代は。このごろ漢方薬は中国の猿が利用されるんだそうできて、我々の生活の形態も変わって、家があって水田があって、その向こうに畑があって、その向こうあたりに果樹園があって、もっと向こうに茶畑があって、その向こうに野があったんね、採草地の野が。これがこう広がったですね。ですからお猿が歩いてこなかったんですけど。すぐ家の裏まで杉藪になってきましたから、杉藪の中に果樹園があるような格好になってきてきましたから、するのは大変難しいだろうと。なかなかとるんも上手じゃ。おいしい物よう知つとる。ですからそれをとるんと一緒に、とつたが姿が悪い。赤ちゃんをとつたような気がする、事実上は。あれ薬だったりするやいうけど、皮むいたら小学校の教室にあった人体見本、あれの赤ちゃん分と同じじゃ。それはなかなか2万円ではようとらんわ、実際は。それ持って行って放つてこいって言われたらどうしようと思う。ですからこれからは恐らく、この調子でおっしゃっていただいたように、年間7,000、結構シカやっつけたらほら10年もしたらある程度コントロールが効いてくるんじゃないかと思えますけど、これからは次はお猿にかわってくるだろうと。それから鉄砲やわなを仕掛ける人も随分と技術が問題になってくると。もう恐らく今、技術がある人は最終でないかと。私やが若いときに猿とつてくれよつた人は、榎の葉を踏んでいたる、踏跡をここで割れとうだろ、ここで割れとうだろ、ここで割れとうだろ。この丈でいたら20貫はあるぞとか、10貫切れるわとか、子供連れとうわというようなことまで、榎の葉が割れとんや結構見る。そしてここに入ってこら辺で寝とるやいうのは、見えるような人があってできた。そのわな猟も今結構とってる人はそういう技術があって、右足が踏んで左足が踏んで、こちよつと邪魔しとつたらここへ必ず入るぞというのがとれるんであって、実際はただ盲目的にあそことつてやろうやいうんではなかなかくりに入ってくれるんじゃない。ですからこれを早くこの金入れて、伝承させていかなかったら、事実上金出してもとれんようになる。しまいには役場の職員さんが鉄砲持って歩くようになるんでないかと思ったりもする。

北海道で、これ私は事実のこととは確認してないんですが、自衛隊が出てエゾジカを追いかけたやいう話

があったの御存じですか。ヘリコプターまで出動してシカ1匹だったやいう話が出とんで、それと同じようになってしまうので、ひとつもつとつと具体的に、それこそさっきの話でないですが具体的にして、押さえていつてコントロールのほうへはめなかったら、先ほども言いましたように雌ジカと同じようになって方法がなくなるということを申し上げてお願いをして終わります。ありがとうございました。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

この際お諮りいたします。

常任委員の任期は本定例会の閉会の日までとなっておりますけれども、我々特別委員会の委員につきましても、慣例によりまして常任委員の任期に合わせて閉会の日に辞任をするということになっております。そこで辞任の手続につきましては委員長において取り計らいたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではそのようにさせていただきます。本年度最後の委員会でありますので、一言ごあいさつとコメントを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては1年間にわたりまして終始御熱心に御協議、御議論いただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、視察のときはちょっと飛行機が飛ばないということがございましたけれども、おおむね大過なく委員長としての重責を全うできたと思っております。心より感謝申し上げます次第でございます。また理事者各位におかれましても常に真摯な態度で各委員の質問に対してお答えをいただきましてまことにありがとうございました。

この1年間各委員から出された御意見をぜひ尊重していただきまして、これからの環境行政、施策の推進に役立てていただきますようお願い申し上げます。おかげをもちまして東日本大震災の影響等を受けたこともありまして、自然エネルギーの推進ということにつきまして、本当に自然エネルギー立県とくしまの名にふさわしい取り組みができたのかなと私自身誇りに思っているようなところでございます。

一方におきまして本日も動きのありましたとおり瓦れきの受け入れの問題ですとか、まだまだ被災地支援という意味ではさまざまな課題が残されておるところでございます。

少し話は変わりますけれども、生活保護の問題で一時大臣のほうから通達が出て、急に生活保護の受給者がふえたというようなこともございました。ぜひ皆様方におかれましては、紙切れ1枚に振り回されることなく、徳島県ならではの環境首都実現に向けての取り組みをさらに進めていただきまして、環境局長のように自分の意見をしっかりとこれからも申し述べていただけたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、杉本副委員長からございましたとおり、鳥獣被害につきましても県政の喫緊の重要課題でございますのでこの問題につきましても、新年度以降さらなる取り組みを御要望いたしたい次第でございます。

最後になりましたけれども、報道関係者の皆様方におかれましては常に委員会活動に御協力いただきまし

まことにありがとうございました。委員各位の今後それぞれの分野での御活躍を御祈念申し上げまして甚だ簡単ですが、御礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

松井県民環境部長

本日出席しております理事者を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。ただいまは本当に委員長様からは御丁寧な御言葉をいただきましてまことに恐縮をいたしております。元木委員長さん、また杉本副委員長さん初め、委員の皆さん方におかれましてはこの1年間、環境関係施策につきまして御審議、御指導いただき心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御提言をしっかりと受け止め、今後の事務事業の推進に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも環境行政全般につきましてよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが皆様におかれましては、今後ますますの御活躍を御祈りいたしまして簡単ではございますけれども、御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

元木委員長

それではこれをもって環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時14分)